

「預託金払渡支出」の対象台数について

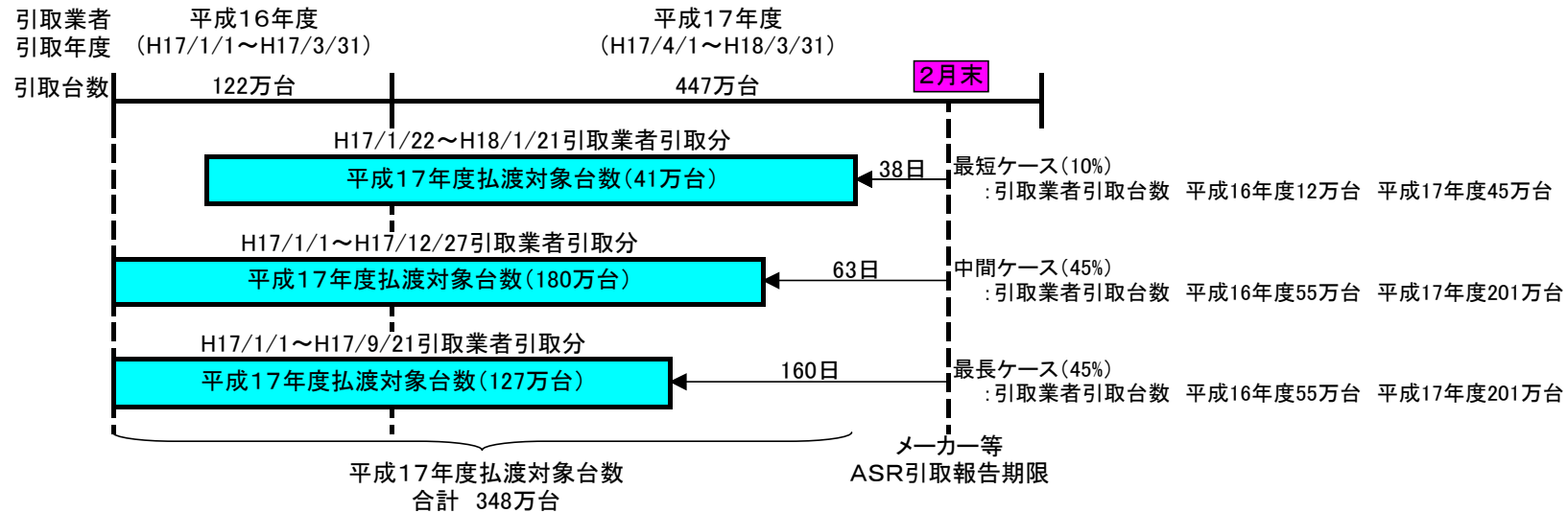
- ① 預託金の払渡しにあたっては、資金管理人は、メーカー等による特定再資源化等物品の引取報告がなされた月の翌月に請求を受け、同月に払渡しを行うこととなっている。そのため、平成17年度の予算に計上される払渡支出の対象台数は、平成17年3月始めから平成18年2月末までに引取報告が行われるもの。
- ② 引取業者による使用済自動車の引取報告からメーカー等によるASR・エアバッグ類・フロン類の引取報告までの日数については、遅延報告期限及びフロン回収破壊法における回収実績を勘案して、最短・中間・最長の3ケースを想定。
- ③ 平成18年2月末までにメーカー等が引取報告をするためには、いつまでに使用済自動車として引取られていけばよいかについて、平成18年2月末から日数を逆算して算出。

※引取業者による引取報告から再資源化預託金等の払渡請求に必要な移動報告までにかかる日数想定

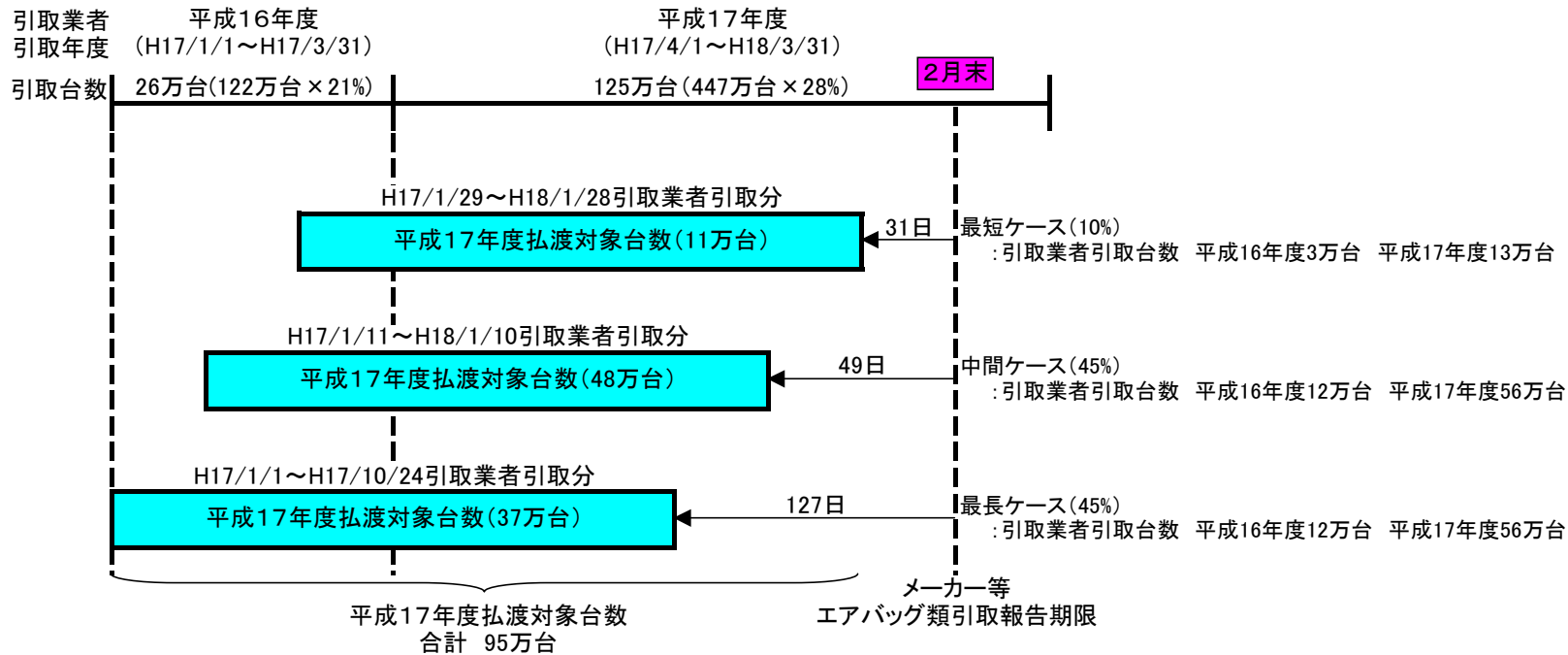
料金	ASR料金	エアバッグ類料金	フロン類料金	情報管理料金
必要な移動報告	ASRの引取報告	エアバッグ類の引取報告	フロン類の引取報告	破砕業者の引取報告
最短ケース(全体の10%)	38日(H18/1/21)	31日(H18/1/28)	30日(H18/1/29)	30日(H18/1/29)
中間ケース(全体の45%)	63日(H17/12/27)	49日(H18/1/10)	90日(H17/11/30)	47日(H18/1/12)
最長ケース(全体の45%)	160日(H17/9/21)	127日(H17/10/24)	210日(H17/8/2)	125日(H17/10/26)

(注)括弧内は、平成18年2月末までにそれぞれの移動報告を行うためには、いつまでに引取業者によって使用済自動車の引取が行われればよいかを計算したもの。

(1)ASR料金

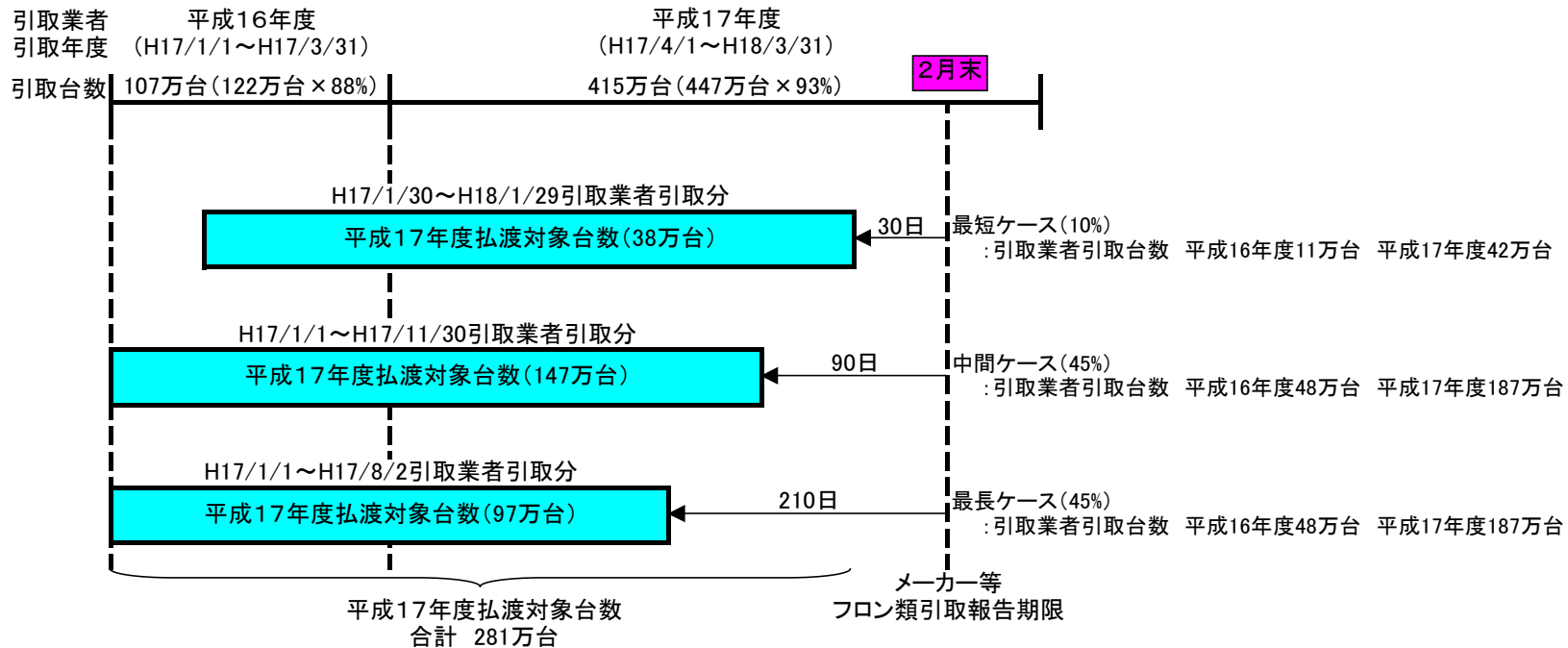


(2)エアバッグ類料金



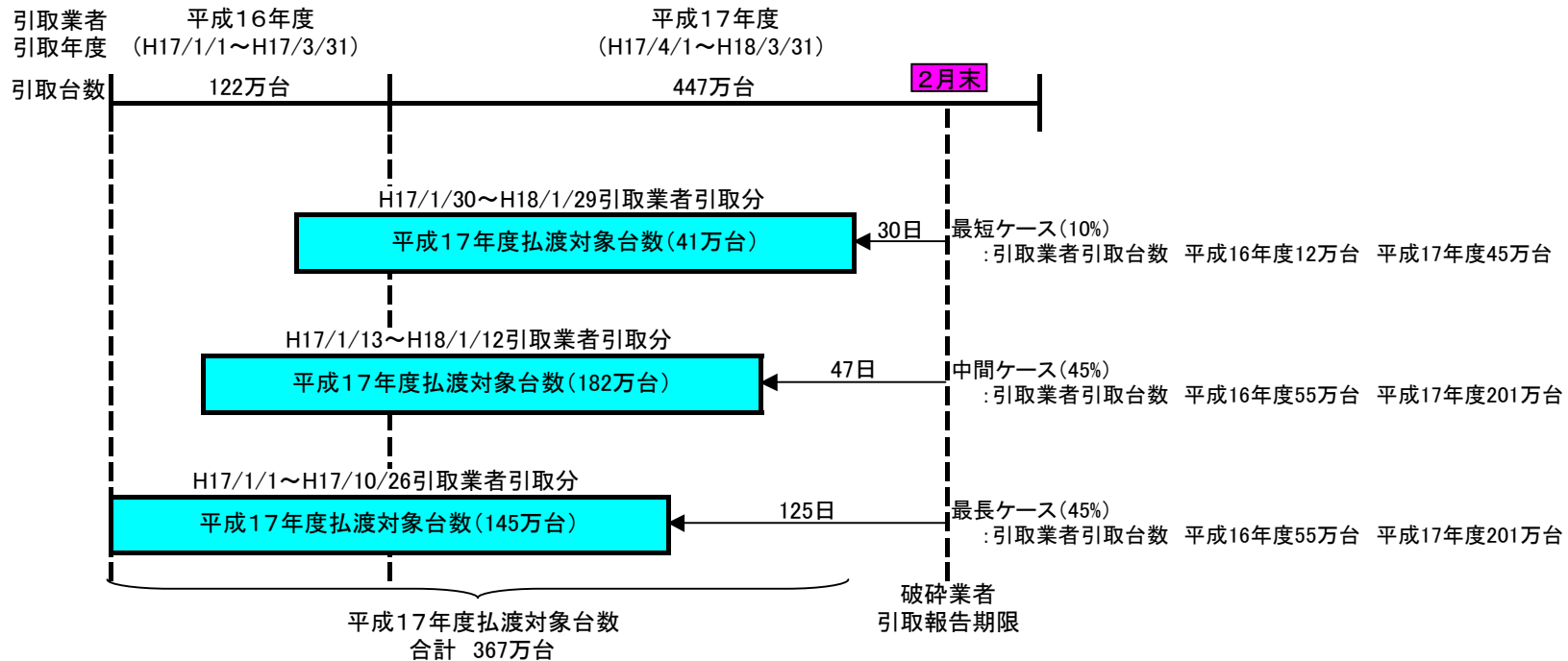
※平成17年度に廃棄される自動車のエアバッグ類装備率は28%

(3)フロン類料金



※平成17年度に廃棄される自動車のエアコン装備率は93%

(4)情報管理料金



※情報管理センターは、破砕業者が解体自動車の引取報告した自動車について情報管理預託金の払渡しを請求できることとなっている。